

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく
職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例 …………… 教 職 員 課 1頁

お 知 ら せ

令和5年9月26日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年九月二十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成二十四年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。 一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）。 二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第二号に規定するスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

